

筆界・所有権界に関する法理論Ⅱ 参考資料について-目次-

- 1 境界とは P1(吉野),P4(松尾),**P6(浦野)**,P15・P17(香川),P18(寶金)
- 2 紛争の発生
  - ア 立会 P1,P17,P22、筆界未定地 P12,P14、地図混乱地域 P20
  - イ 土地の一部の取得、売買、時効取得、登記対抗要件 P3,P5,P8,P15,P19,P25
  - ウ 土地の移動、地殻変動 P4,P14,P15,P28,P30
- 3 紛争の解決
  - ア 筆界特定、登記官、土地家屋調査士(筆界調査員) P12,P14,p34,p35
  - イ ADR, 当事者, 弁護士、土地家屋調査士 P24,P35
  - ウ 判決、裁判官、調査士(鑑定) P2(吉野),P15,P16(香川),**P17,P18,P19(寶金)**,P21,P23
    - ① 筆界確定訴訟、公的境界、形成的判決、棄却不可、非訟事件
    - ② 所有権確認訴訟、私的自治権、自白、立証責任、処分権主義、請求棄却可
  - エ 境界不明判決指針、P1(吉野),P17(香川), p12(筆界裁判例)、p26(寶金),p35
- 4 紛争の防止
  - ア 表示登記実務 P7,P13、地積測量図 P2,P4,P12,P13,P27
  - イ 国土調査 P11,P11,P12,P17,P20,P21,P26,P27。
  - ウ 登記所備付地図作成作業 P14
  - エ 立会、法的効力・代理人 p10,P20,P21(**筆界の法的効力**)、p22,p26(筆界・所有権界)
    - ① 所有権界確定業務(境界確定協議書)、和解契約 p19
      - 官一民 境界確定業務、境界査定、法定外公共物用途廃止 P3,P15,P18,P19,P24
      - 民一民 境界確定業務、土地取引、**和解契約の無効** P20
    - ② **表示登記実務(立会証明書)**p3, P10、表題部所有者「斎藤道三他 12 名」 P13
  - カ 公正証書作成 P7,P8
    - ① 筆界について、事実実験公正証書、②所有権界について、契約の公正証書
- 5 土地家屋調査士の役割 **P22(鎌田),P23(山野目),P28(寶金),P33,p36(江原)**  
筆界・所有権界峻別論理に基き問題点を解消 **P15,P21,P22,P23,P24,P26,P28,P33**
- 6 筆界確認実務の難問
  - ア 筆界はだれが決めるのか、所有者の意思、安定。P2(吉野),P4(松尾),P5(小林)
  - イ 占有界=所有権界=筆界 P2(吉野).P8(藤原),P17(香川),P24,P26(寶金)
  - ウ 地図と現況の重ね方。公図・地図の直線と屈曲点の判定。 P12,P13,
  - エ 所有者不明、探索の困難性。戸籍謄本等職務上請求、固定資産税納税者情報 P14,P20
  - オ 土地の境界は現地か座標値か(山野目) P30、**公差内に存する現地の境界標**
  - カ 事実上の推定力、推定力の覆滅 P6,P27,まとめ p4
  - キ 地図との整合性判断(位置誤差検証図)、図根点・基準点亡失、準拠点選択、p34
  - ク 筆界判断の整合性(寶金) P31、将来の生活の安定を考慮、公差内の現況重視
  - ケ 公物管理界、道路内民有地、適正手続き(寶金) P11,P18,P25,P26,P33